

令和6年度

ひとり親家庭のてびき

母子家庭・父子家庭・寡婦のみなさんを応援いたします

越前市 こども未来課

手引きの活用にあたって

ひとり親家庭になり、わからないことが多く不安になられていませんか？

まずは、ご相談下さい。母子自立支援員がお手伝いいたします。

ひとつずつ解決していきましょう。

手引きでは、見出し囲いの中に対応機関を載せています。直接ご連絡いただいても結構です。なお、この手引きはお手元に保存してご利用ください。



目 次

子育てに必要なことってどうしたらいいの？	1
----------------------	---

困ったときはお気軽にご相談ください

ひとり親家庭相談	2
家庭児童相談	
民生委員児童委員、主任児童委員	3
法律相談	
養育費相談	
就業相談	4
消費者相談	
各種相談	

子育て・生活を支援します

母子父子家庭等日常生活支援事業	5
就学支度金・就学援助金	
高校生の通学定期代助成事業	6
病児デイケア利用料助成事業	
放課後児童クラブ利用料助成事業	
児童の学習支援事業	
学び直し支援事業	
母子生活支援施設・助産施設	7
公営住宅の入居・プチサロン	

就業を支援します

就業支援・相談	8
母子父子家庭等の就業支援講習会	
介護職員初任者研修	
介護福祉士受験講習	
高等職業訓練促進給付金	9
職業訓練資金貸付制度	
自立支援教育訓練給付金	10

経済的支援を推進します

児童扶養手当の支給	11
児童手当の支給	12
ひとり親家庭等医療費助成事業	
母子父子寡婦福祉資金の貸付および一覧	13
ひとり親家庭福祉推進資金の貸付	14
生活福祉資金の貸付	15
奨学金の貸付	16
資格をとる為の奨学金の貸付	
その他の奨学金	17
その他の優遇制度	

子育てに必要なことってどうしたらいいの？

☆子育てに、これからどれくらいお金が必要になってくるのか不安。

☆進学等その時々で利用できる支援があるのか不安。

☆各支援制度には利用条件があるものや併用できないものがあります。

	 就学前	 小学校	 中学校	高校	大学等
ひとり親申請 	児童手当 →				
	児童扶養手当 →				
	ひとり親家庭医療費助成(20歳まで) →				

各支援制度 	保育料減免	就学援助(給食費・学用品等の補助) →			
				①	②

①
☆高等学校等就学支援金
☆越前市母子父子寡婦福祉推進資金
☆福井県母子父子寡婦福祉資金

②
☆日本学生支援機構
☆越前市母子父子寡婦福祉推進資金
☆福井県母子父子寡婦福祉資金

§~§~§高校・大学は入学金及び授業料・生活費等がかかるため準備は早めにはじめましょう。§~§~§

保育園等	小学校	中学校	高校・大学
(準備品)	(準備品)	(準備品)	(準備品)
園児服	制服	制服	制服
体操服	体操服	体操服	体操服
カバン	ランドセル	カバン	カバン
布団	学用品	学用品	教材費
雑費等	雑費等	雑費等	雑費等
		部活動費	入学金
(免除)	(就学援助)	(就学援助)	交通費
保育料	教材費	教材費	教材費
	給食費	給食費	受験料
	遠足代	修学旅行	生活費
	修学旅行		※高校・大学また学校等により異なります。
	校外費		

困ったときはお気軽にご相談ください



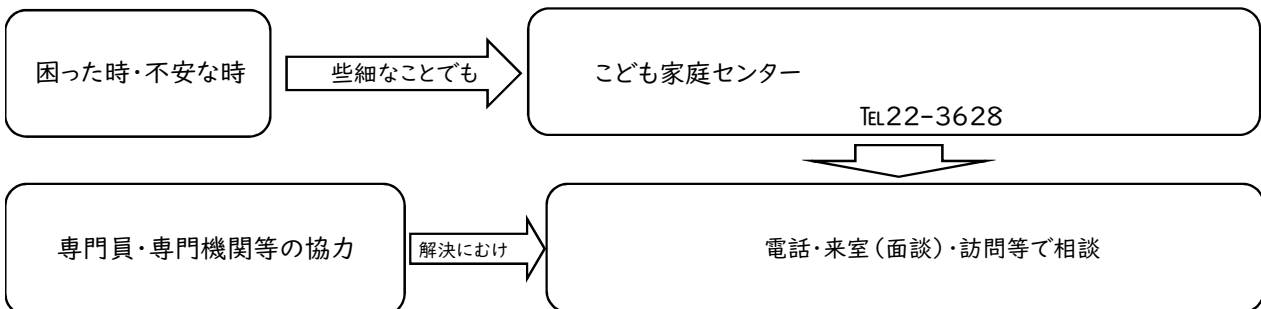
ひとり親家庭相談

(こども家庭センター ☎22-3628)

生活上の問題、養育費や就業についての相談、福祉推進資金の貸付などの様々な相談を母子父子自立支援員がお受けしています。相談時間を充分にとらせていただくため、緊急の場合を除いて事前の予約をお願いします。夜間や休日にも必要に応じて対応します。個人の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

相談内容としては

- ☆ ひとり親家庭になったばかりで、住居に困っている、その資金もない…。
- ☆ ひとり親家庭の支援制度について相談したい…。
- ☆ 今まで、養育費をもらっていなかったが、今からでも請求したい…。
- ☆ 就労したいが、どうしたらよいのか…。
- ☆ 求職、転職のためにスキルアップしたい…。
- ☆ 子どもの進学を控え学費が足りないので、どうしたらよいのか…。



家庭児童相談

(こども家庭センター ☎22-3628)

子どもの養育、学校生活、児童虐待など、子どもにかかわる様々な相談を家庭相談員がお受けしています。相談時間を充分にとらせていただくため、緊急の場合を除いて事前の予約をお願いします。

相談内容としては

- ☆ 家庭や学校での子どもの生活について、相談したい…
- ☆ 仕事のため、子どもを保育所に預けたい…
- ☆ 仕事が夜間におよぶので、その間子どもを預けたい…
- ☆ 子どもをたたいてしまう
- ☆ 子どもが言うことをきかないので、どうしたらいいのかわからない…
- ☆ 子どもを育てられない…



**民生委員児童委員・主任児童委員****(社会福祉課 ☎22-3004)**

越前市内には、厚生労働大臣から委嘱された民生委員児童委員が、生活上の心配事や、子どもの養育に関する悩みについて、身近な地域での相談相手となっています。

また、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員が、各地区で活動しています。個人の秘密は守られますので、安心してご相談ください。担当委員がわからない場合などは、社会福祉課にお問合せください。

**法律相談****(こども家庭センター ☎22-3628)**

福井県母子寡婦福祉連合会では母子父子家庭等を対象として、越前市社会福祉協議会では全市民を対象として、金銭貸借、養育費、親権問題などの様々な法律にかかわる弁護士相談会を開催しています。

福井県母子寡婦福祉連合会	事前予約性	30分	福井県母子家庭等就業・自立支援センター Tel (0776) 21-0733
	第1・3木曜	9:30~12:00	市民プラザたけふ4F
社会福祉協議会	要予約	所得制限 無	Tel 22-8500
	毎週火曜日	14:00~17:00	市民プラザたけふ4F
法テラス	要予約	所得制限 有	Tel 050-3383-5475
	毎週水曜日	13:30~15:00	越前市文化センター
福井弁護士会	要予約	所得制限 無	Tel (0776) 23-5255

**養育費相談母子父子家庭等就業・自立支援センター****(☎0776-21-0733)**

養育費のことで悩んでいる方に、専門の養育費相談員が相談を受けています。
相談時間を充分にとらせていただくため、事前の予約が必要です。

相談内容としては

- ☆ 養育費の取決めをしたが、養育費が支払われない
- ☆ 離婚の際に養育費の取決めをしなかったが、子どものために今からでも養育費を確保したい
- ☆ 事情が変わり、養育費の額の変更が必要になってきたが

[養育費]

養育費は子どもが健やかに成長するために必要な日々の費用で、子どもが自立するまで親が負担するものです。離婚によって夫婦でなくなっても、親であることには変わりはありません。父親も母親も、養育費は子どもが受ける権利であることを理解し、子どもが成長するための費用である養育費について、どのように負担するのかを話し合って取り決める必要があります。





就 業 相 談

(こども家庭センター ☎22-3628)

ひとり親家庭の母や父が、子育てをしながら仕事につき自立した生活をおくれるようハローワークと連携して、求人情報の提供や就業等に関する相談を受けています。また、母子父子家庭等就業・自立支援センターと連携した専門の相談員による就業相談を行っています。

母子家庭等就業・自立支援センター(福井市光陽2-3-22 ☎ 0776-21-0733)



消 費 者 相 談

(消費者センター ☎22-3773)

越前市にお住まいの方や市内でお勤めをされている方を対象に、消費生活専門員が消費生活に関する契約上のトラブルや製品による事故、多重債務の相談に応じ、問題解決のための助言やあっせん等を行っています。

(ただし、商品取引上のトラブルや相談はお断りいたします。)

【よくある相談事例】

☆副業・定期購入に関するトラブル

☆副業 簡単 おすすめ」から始まる危険な罠!!

「必ず」「確実に」儲かる話はありません。電話と遠隔操作アプリで考える時間を与えず強引に話を進められてしまう。全く儲からない。

☆1回購入のつもりが定期購入に。初回は安くても2回目からは高額です。契約内容をしっかり確認しましょう。業者に解約の電話をするが繋がらない。こんな時は、

迷わず消費者センターへ!



各 種 相 談

いろいろな悩みや不安について、各実施機関にお気軽に相談してください。

相談内容	実施機関	連絡先
子どもの育児、発達相談	市健康増進課	24-2221
育児の悩みや不安などの 子育て相談	子どもセンターピノキオ	23-8211 090-9761-9436
	地域子育て支援センター フォルマシオン	23-6318
	地域子育て支援センターいまだて	42-2511
	子育て支援センターー陽(シビィ)	090-3764-0862
	地域子育て支援センター ハーツキッズたけふ	0120-54-3415
	市内各認定こども園・保育園	各園
養護困難、不登校、虐待等にかかる悩み相談	児童家庭支援センターー陽	43-5514
DV・男女の性差にかかる相談	こども家庭センター	22-3628
ひとり親家庭の悩み	福井県母子寡婦福祉連合会	0776-21-0733

子育て・生活を支援します



母子父子家庭等日常生活支援事業

(こども家庭センター ☎22-3628)

ひとり親家庭及び寡婦の方が、一時的なケガや病気、就職活動、冠婚葬祭のため、一時的に援助を必要とする場合や、ひとり親家庭となって間がなく、生活が安定するまでの間、日常生活の支援をするため、家庭生活支援員を派遣します。

支援内容としては

☆子どもの世話 ☆食事の世話 ☆掃除、整理整頓 ☆洗濯、買い物 ☆その他必要な用事

※利用者の所得に応じて、費用の一部を負担していただきます。

費用

利用世帯の区分	利用者の負担額	
	生活援助	子育て支援 (児童1人の場合、2人目からは1/2を加算)
生活保護・市民税非課税世帯	無 料	無 料
児童扶養手当支給水準の世帯	150円/時間	70円/時間
前記以外の世帯	300円/時間	150円/時間

ピノキオ問い合わせ(市民プラザ3F)



就学支度金

(こども家庭センター ☎22-3628)

ひとり親家庭の児童が小・中学校に入学及び中学校を卒業する際、支度金を支給します。(小・中学校入学児 20,000円 中学校卒業 10,000円)

☆児童扶養手当または、母子家庭等医療費助成の受給者が対象となります。



就学援助金

(教育振興課 各小・中学校 ☎22-7452)

児童扶養手当を受給している世帯や、市民税所得割がかからない世帯等の、小学生または中学生に、就学援助金を支給します。



☆準要保護児童生徒就学援助費(平成30年度より世帯収入⇒世帯所得に変更)

	小学生	中学生
入学準備金 ※第一次締切 1月末	57,060円	63,000円
学用品等購入費	11,630円/年	22,730円/年
通学用品費 (1学年を除く)	2,270円/年	2,270円/年
校外活動費 (宿泊なし)	1,600円/年	2,310円/年
修学旅行費	40,000円(※対象経費)/年	90,000円(※対象経費)/年

※修学旅行費の対象経費は、交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物運送料、しおり代、通信費、旅行取扱料金です。

☆特別支援学級就学奨励費

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について家庭の経済状況に応じて補助します。



**高校生の通学定期代助成事業****(こども未来課 ☎22-3006)**

ひとり親家庭等の高校生の通学定期代を助成します。

児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費の受給世帯、市民税所得割が非課税の世帯が対象となります。

助成金額：定期券購入額の2分の1／月（上限1万円／月）

**病児・病後児保育利用料助成事業****(こども未来課 ☎22-3006)**

ひとり親家庭等の病児・病後児保育利用料を助成します。



児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費の受給世帯、市民税が非課税の世帯、生活保護を受給している世帯が対象となります。

助成金額：2,000円／日（市内の事業所を利用する場合は、窓口で無料となります）

**放課後児童クラブ利用料助成事業****(こども未来課 ☎22-3006)**

ひとり親家庭等の児童クラブ利用料を助成します。

児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費の受給世帯、市民税が非課税の世帯、生活保護を受給している世帯が対象となります。

助成金額：2,500円／月（上限）

※助成の対象となる利用料は月額利用料です。日額（一時利用料）、延長料金、昼食代、別途負担する活動費用や教材費などの費用は除きます。

**子どもの学習支援事業****(こども家庭センター ☎22-3628)**

学習支援ボランティアによる宿題等の学習支援を行います。

☆児童扶養手当受給者、会場まで送迎可能な家庭が対象となります。

実施場所	市民プラザたけふ（アルプラザ武生3F）
実施曜日	週1回（火曜日または水曜日のどちらか）
実施時間	午後7時00分から8時30分までの間
利用料	無料
対象者	市内に居住する小学4年生から中学3年生

**学び直し支援事業****(こども家庭センター ☎22-3628)**

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親・子が、高卒認定試験を受けるための講座を修了したとき、および全科目合格したときに、受講費用の一部を支給します。（上限15万円）

※受講される前に、ご相談下さい。





母子生活支援施設

(こども家庭センター ☎22-3628)

児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、自立促進の為にその生活を支援することを目的とする施設です。

母子生活支援施設においては、母子を保護するとともに、その自立を促進するための支援、また児童の指導、学習指導、母子グループ指導、レクリエーションなども行われています。

詳細についてはお問合せください。 ▲▽▲▽▲▽▲ 県内の施設 ▲▽▲▽▲▽▲ ファミール芦原



助産施設

(こども家庭センター ☎22-3628)

経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦に対し、安全に出産ができるよう出産を援助する施設です。

なお、利用の際には、所得に応じて負担金がかかる場合があります。

▲▽▲▽▲▽▲ 県内の施設 ▲▽▲▽▲▽▲



福井県立病院・福井済生会病院・福井赤十字病院・市立敦賀病院・福井大学医学部附属病院



公営住宅の入居

(建築住宅課 ☎22-3074)

住宅に困っている低額所得者に対して、市営住宅を賃貸します。

空き状況等については、毎月月末に市のホームページでも確認できます。

詳しくは、建築住宅課までお問い合わせください。

入居資格

- ☆同居の家族または同居しようとする親族がいること
- ☆住宅に困っていること
- ☆暴力団でないこと
- ☆収入が一定基準以下であること

一般の世帯	諸控除後の収入月額が158,000円以下
高齢者 障がい者	小学校就学前の子がいる世帯
	諸控除後の収入月額が214,000円以下

☆連帯保証人がいること

☆税金を滞納していないこと等



プチサロン

(こども家庭センター ☎22-3628)

ひとり親家庭の保護者の方が集まり、仕事のこと、経済的なこと、子育てのことや悩みなどについておしゃべりしながら情報の交換をします。研修会やお菓子作りなども行います。お気軽においで下さい。

越前市母子寡婦福祉連合会への加入が必要となりますので、こども家庭センターにお問い合わせください。

場所 市民プラザたけふ等

主催 あおぞら会(越前市母子寡婦福祉連合会)



就業を支援をします



就業支援・相談

(ハローワーク武生 ☎22-4078)

ひとり親家庭の、父または母そして寡婦の方の就業相談については、相談者が就業するまで、専門の担当者が就労を支援します。お気軽にご相談ください。



母子父子家庭等の就業支援講習会 (母子家庭等就業・自立支援センター ☎0776-21-0733)

《パソコン講習》

ひとり親家庭の母または父及び寡婦の方を対象としたパソコン講習で、より良い条件での就職を実現するために自分のスキルアップを図り本格的な資格(マイクロソフトオフィススペシャリスト)取得をめざします。

講座名	定員	講座期間	曜日	回数	申込期限
基礎コース (福井県社会福祉センター)	10人	5月12日～6月9日	日	4回	4月28日
基礎コース (武生商工会議所)	10人	8月25日～9月29日	日	4回	8月11日
Wordコース (福井県社会福祉センター)	10人	10月26日～12月14日	土	7回	10月12日
Excelコース (福井県社会福祉センター)	10人	6月16日～8月4日	日	7回	6月2日
Excelコース (若狭医療福祉専門学校)	10人	8月24日～10月26日	土	7回	8月10日
Power pointコース (武生商工会議所)	10人	6月8日・8月15日	日	2回	5月25日
canvaコース (福井県社会福祉センター)	10人	2月9日・2月16日	日	2回	1月26日
canvaコース (武生商工会議所)	10人	3月1日・3月8日	土	2回	2月15日



介護職員初任者研修

(母子家庭等就業・自立支援センター ☎0776-21-0733)

ひとり親家庭の母または父及び寡婦の方を対象とした介護職員初任者研修の養成講座が開催されます。介護に関心があり勉強したいという方、就業に結びつく可能性の高い資格の取得を目指します。

会場名	定員	講座期間	曜日	回数	申込期限
福井会場 (福井県社会福祉センター)	20人	7月6日～12月8日	土・日	22回	6月21日



公正証書補助

(母子家庭等就業・自立支援センター ☎0776-21-0733)

養育費の履行確保を促進し、家庭環境の変化した子どものすこやかな育ちを支えるため、公正証書の作成に必用な費用を補助する制度です。

(1件あたり上限3万円※1人1回に限る)

☆補助対象経費(養育費に係る公正証書等の作成に必用な経費)

1 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料

(養育費以外の法律行為のみの手数料は除く)

2 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停(離婚)申立てに要する収入印紙代、裁判に要する収入印紙代

(離婚請求及び養育費請求の費用に限る)

3 戸籍謄本等添付書類取得費用(養育費に関連するものに限る)

4 連絡用の郵便切手代



高等職業訓練促進給付金

(こども家庭センター ☎22-3628)

ひとり親家庭の母または父が看護師や介護福祉士等の資格取得のために、6か月以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の4年を限度として手当が支給されます。また、修業期間の終了後、高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。本給付金受給者は、「職業訓練資金貸付金」の対象となります。

高等職業訓練促進給付金

非課税世帯 100,000円(月額)

課税世帯 70,500円(月額)

※最終学年3年生または4年生の1年間は月額40,000円がプラスされます。

高等職業訓練修了支援給付金

非課税世帯 50,000円

課税世帯 25,000円

対象講座

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士他

給付対象者

☆児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

☆養成機関においてのカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。

☆就業または育児と修業の両立が困難であること。



職業訓練資金貸付制度

(福井県社会福祉協議会 ☎(0776)24-2339)

高等職業訓練促進給付金を受給したひとり親家庭の母又は父が養成機関に入学する際と、養成機関を卒業し、1年以内に資格を活用し、就職する場合に「入学準備金」と「就職準備金」の貸付を行っています。

貸付金額の限度額(人数制限があります。)

入学準備金 500,000円

就職準備金 200,000円

償還免除

養成機関卒業後1年以内に取得した資格を活用し、福井県内の企業等に5年間の継続した就業を行った場合、償還が全額免除されます。



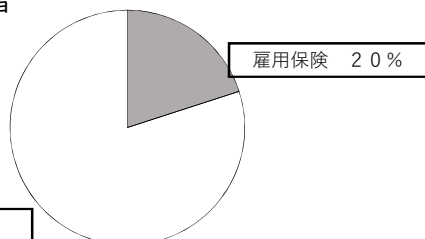


ひとり親家庭の母、又は父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練を受講し、終了した場合、経費の全額(上限あり)が支給されます。

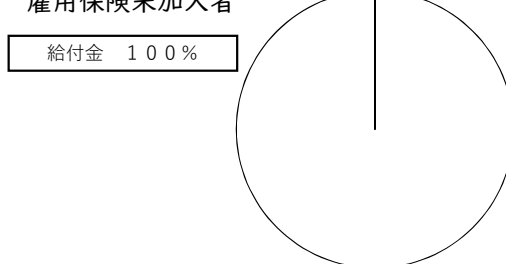
また、雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けた場合は、その支給額と教育訓練経費の8割(上限あり)との差額を支給します。

スキルアップのために受講を考えている方は、講座を申し込まれる前にお問合せください。

雇用保険加入者



雇用保険未加入者



対象講座としては

一般教育訓練給付(2万円を超えた額で、上限33万4千円)

☆医療事務、介護職員初任者研修、ケアマネージャー他

☆自動車2種免許や大型免許等も、就労に結びつく場合は対象となる場合があります。

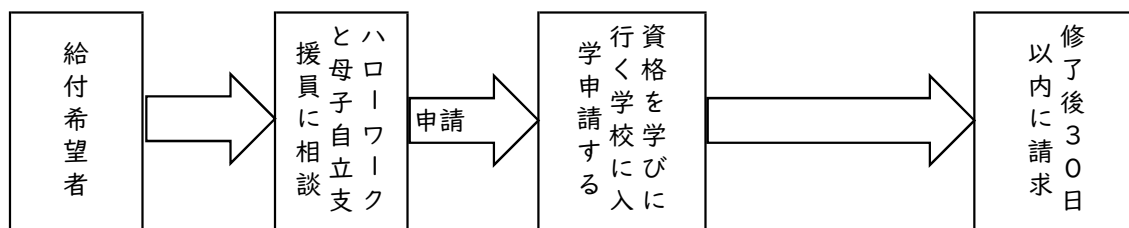
専門実践教育訓練給付(2万円を超えた額で、上限267.2万円)

☆看護師、美容師、歯科衛生士、調理師、社会福祉士他

給付対象者

☆児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

☆教育訓練を受けることが適職につくことや、雇用の安定のために必要であること。



※受講開始日の1か月前(認定校等確認のため)までにハローワークとこども家庭センターにご相談下さい。

また、受講終了後は修了翌日から起算して1か月以内に請求を行って下さい。

経済的支援を推進します



児童扶養手当の支給

(こども未来課 ☎22-3006)

離別、死別などにより父または母と生計を同じくしていない児童の父母、または父母が政令で定める程度の障害の状態にある児童の父または母等に手当を支給します。ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全な育成の向上を目的とする制度です。所得が所得制限限度額を超える場合は手当の支給が一部停止または全部停止されます。

支給要件

☆児童が18歳に達する年度末(3月31日)まで

☆児童に政令で定める程度の障がいのある場合は、20歳まで

☆受給者や同居者の所得が一定額以上ないこと(所得が多い場合は一部または全部が支給されません。)

手当月額(月額)令和6年4月以降の手当額

児童数	全額支給	一部支給
第1子	月額 45,500円	所得に応じて 月額45,490円から10,740円まで
第2子	月額 10,750円	所得に応じて 月額10,740円から5,380円まで
第3子以降 (1人につき)	月額 6,450円	所得に応じて 月額6,440円から3,230円まで

※手当の支給は5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回です。

※児童扶養手当と公的年金の両方を受給する場合は、手続きが必要です。

(新規) 申請の翌月分からの支給になります。(申請がない限り支給されません)

(継続者) 認定を受けている全ての人(停止中の人も含む)は、毎年8月に現況届の

提出が必要になります。(届出がないと、11月以降の手当を受けることができません。)

【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	父母または養育者		扶養義務者、配偶者、孤児等の 養育者 所得 (収入目安)
	全額支給 所得 (収入目安)	一部支給 所得 (収入目安)	
0人	490,000円 (1,220,600円)	1,920,000円 (3,114,000円)	2,360,000円 (3,725,000円)
1人	870,000円 (1,600,000円)	2,300,000円 (3,650,000円)	2,740,000円 (4,200,000円)
2人	1,250,000円 (2,157,000円)	2,680,000円 (3,850,000円)	3,120,000円 (4,675,000円)
3人以上	1人につき380,000円を加算した額		

☆認定請求に必要な書類

1.請求者と児童の戸籍謄本(事由が確認できるもの。交付日から1か月以内) 2.請求者名義の通帳 3.請求者の本人確認書類 4.マイナンバーのわかるもの(請求者・児童・扶養義務者分)その他状況に応じて必要な書類がある場合がありますので、お問い合わせください。

児童手当の支給

(こども未来課 ☎22-3006)

- ・中学校修了前(15歳の年度末まで)の子どもを養育している方に支給します。
- ・児童扶養手当と兼ねて受給できます。

手当月額	☆0歳～3歳未満(誕生月まで)	15,000 円
	☆3歳以上小学校修了前(第1子、第2子)	10,000 円
	☆3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000 円
	☆中学生	10,000 円
※ 所得制限があります。		

☆受給者を変更する場合に必要な書類

- 1 前配偶者の児童手当支給事由消滅届(前配偶者の本人確認書類の写しを添付)
 - 2 請求者の健康保険証
 - 3 請求者名義の通帳
 - 4 請求者の本人確認書類
 - 5 マイナンバーのわかるもの(請求者分。児童と別居している場合は児童分も)
- ※前配偶者と別世帯の場合、前配偶者の児童手当支給事由消滅届がなければ、請求者の戸籍謄本でも可。
※その他状況に応じて必要な書類がある場合がありますので、お問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成事業

(こども未来課 ☎22-3006)

母子(父子)家庭の母(父)および児童の各種医療保険の一部負担金を助成します。

助成対象者

- ☆20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母と子、父子家庭の父と子
- ☆養育者(里親は除く)と養育される児童
(児童扶養手当法による一部支給所得制限内に該当する所得の方。)

助成方法等

- ☆子どものうち、0歳から高校3年生の年齢までは、現物支給となります。
(医療機関等の窓口で無料)
- ☆親および高校卒業後の年齢から20歳までの子どもは、償還払いとなります。
(後日、登録口座に振込)

☆受給資格認定申請に必要な書類

- 1 申請者と児童の戸籍謄本(事由が確認できるもの。交付日から1か月以内)
 - 2 申請者と児童の健康保険証(前配偶者の扶養に入っていないもの)
 - 3 申請者名義の通帳
 - 4 請求者の本人確認書類
 - 5 マイナンバーのわかるもの(請求者・児童・扶養義務者分)
- その他状況に応じて必要な書類がある場合がありますので、お問い合わせください。

ひとり親家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉を推進するため、各種資金の貸付に関する情報提供とともに、利用者に適した相談と貸付を行います。

貸付対象者

- ☆母子家庭の母〔配偶者の無い女性で、児童（20 歳未満）を扶養している方〕
- ☆父子家庭の父〔配偶者の無い男性で、児童（20 歳未満）を扶養している方〕
- ☆寡婦〔配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母であった方、または 40 歳以上の配偶者の無い女性〕
- ☆父母のいない家庭〔父母にかわって児童（20 歳未満）を扶養している方〕
- ☆所得制限等があります。

連帯保証人（1名）

- ☆保証能力がある65才未満の方

償還方法

- ☆償還期限内に年賦、半年賦または月賦のいずれかによる元利均等償還です。

対象となる経費

- 1 授業料
- 2 授業料以外の学校給付金（施設設備費・実習費等）
- 3 修学費（交通費・教科書代・参考書代・実習材料費等）
- 4 課外活動費（部活動費・サークル活動費・その他生課教育以外の経費等）
- 5 自宅外通学において係る経費（食費・住居費・光熱水費等）
- 6 保健衛生費（診療代・薬代等）
- 7 その他の学生生活を送る上で必要と認められる経費

【母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧】

資金	貸付金限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	3,260,000円	1年	7年以内	無利子 (★2)
事業継続資金	1,630,000円	6か月	7年以内	
 修学資金	学校の種類により 月額18,000円～月額146,000円	卒業後 6か月	10年以内	
	大学院 月額78,000円～月額183,000円			
 修業資金	月額68,000円(★1)	知識技能習得後 1年	10年以内	
 就学支度資金	学校の種類により 64,300円～590,000円	卒業後 6か月	10年以内	
			5年以内	
 技能習得資金	月額68,000円(★1)	技能習得後 1年	10年以内	
 医療介護資金	340,000円～(★1)	医療・介護終了後 6か月	5年以内	
 生活費	(生活安定期間) 月額 108,000円	貸付期間終了後 6か月	(生活) 8年以内	
			(医療) 5年以内	
	(技能習得期間) 月額141,000円	技能習得後 6か月	10年以内	
住宅資金	1,500,000円～(★1)	6か月	6年以内	
転宅資金	260,000円	6か月	6年以内	
就職支度資金	105,000円(★1)	1年	6年以内	
結婚資金	310,000円	6か月	5年以内	

(★1) 特に必要と認められる場合、限度額の増額があります。

(★2) 修学資金・修業資金・就職支度資金以外については、条件によって利子がつきます。

※ 高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免・給付型奨学金) やその他の奨学金をご利用される方は、それらの金額を貸付金額の限度から控除した額が貸付上限額となります。

**市ひとり親家庭福祉推進資金の貸付****(こども家庭センター ☎22-3628)**

母子家庭および寡婦に加え、父子家庭の福祉向上を図るため、父子世帯も貸付の対象とした越前市独自の制度です。ひとり親家庭に対して修学資金等の福祉推進資金を適正に貸付け、生活の安定と自立を促進します。

貸付対象者

- ☆ 母子家庭の母〔配偶者のいない女性で、児童（20歳未満）を扶養している方〕
- ☆ 父子家庭の父〔配偶者のいない男性で、児童（20歳未満）を扶養している方〕
- ☆ 寡婦〔配偶者のいない女性で、かつて母子家庭の母であった方、または40歳以上の配偶者の無い女性〕
- ☆ 父母のいない家庭〔父母にかわって、児童（20歳未満）を扶養している方〕
- ☆ 所得制限等があります。

連帯保証人（1名）

- ☆ 保証能力がある65才未満の方

資金の種別等

資金の種別	住宅補修資金・修学資金・就職支度資金・結婚支度資金
	病気療養資金・その他の資金
貸付限度額	1,000,000円（資金の種別により異なります）
貸付期間	貸付金額により3年から10年
据置期間	貸付日から6か月
貸付利子	無利子

**生活福祉資金の貸付****(越前市社会福祉協議会 ☎22-8500)**

所得の少ない世帯、障がい者や介護を必要とする高齢者がいる世帯を対象に、資金を貸付け、生活の安定と経済的自立を図ります。詳しくは、民生委員または社会福祉協議会にお問合せ下さい。

貸付対象者

- ☆ 低所得者世帯 ☆ 障がい者世帯 ☆ 高齢者世帯

連帯保証人

保証能力がある連帯保証人が1名必要です。但し、連帯保証人が立てられない場合でも利用できますが、年1.5%の利子が加算されます。

資金の種別等

- ☆ 総合支援資金 ☆ 福祉資金 ☆ 教育支援資金 ☆ 不動産担保型生活資金



奨学金の貸付

(教育振興課 ☎22-7452)

学費の支払いが困難な学生に、奨学金を貸与し修学の機会均等を図ります。

貸付対象者

☆ 高等学校、高等専門学校または大学に在学し、学業成績が良好であること。

☆ 健康で就学可能であること。

連帯保証人

☆ 保証能力がある連帯保証人が1名必要です。

☆ 奨学生に採用された時はさらに1名必要になります。

貸付条件

☆ 貸付利子:無利子

☆ 償還方法:1年据置き10年以内年賦または半年賦

奨学金の種類	奨学金の額(月額)
国公立高等学校奨学生	9,000円
私立高等学校奨学生	12,000円
高等専門学校奨学生	第1学年から第3学年まで 9,000円
	第4学年から第5学年まで 20,000円
短期大学奨学生	20,000円
大学奨学生	自宅通学 20,000円
	自宅外通学 30,000円

資格をとる為の奨学金の貸付

(こども家庭センター ☎22-3628)

学費の支払いが困難な学生が、福祉・保健関係の資格をとるため修学する場合、学費の貸付や免除など支援制度があります。

対象資格

医師・看護師・准看護師・保健師・助産師・社会福祉士・介護福祉士 など

各種給付金を受け取るためには、申請が必要となります。

わからないことはご相談ください。





その他の奨学金

(こども家庭センター ☎22-3628)

名称	対象者	問合せ先
福井県奨学金	経済的な理由により修学に困難がある意欲と能力のある学生	在学する学校
福井県高等学校定時制課程 通信制課程修学奨学金	定時制課程または通信制課程に通学する学生	在学する学校
武生郷友会奨学資金	福井県出身で在京もしくは周辺の大学に入学予定または在学の学生	窓口(塚崎) 22-1110
日本学生支援機構奨学金	経済的な理由により修学に困難がある意欲と能力のある学生	在学する学校
交通遺児育英会奨学金	高等学校以上の交通遺児	財団法人 交通遺児育英会 フリーダイヤル 0120-521-286
山甚福祉育英会	大学(短大)の入学者	財団法人 山甚福祉育英会 22-0033



その他の優遇制度

ひとり親家庭支援のための、税金や交通機関などの各種優遇制度があります。

優遇制度	内容	問合せ先
税の減免	ひとり親家庭の方で、一定の要件に当てはまる場合には、申告により所得税・市民税の課税対象者となる所得金額から一定額が差し引かれます。	確定申告をする方 武生税務署(22-0890) 確定申告をしない方 税務課(22-3014)
利子非課税制度	遺族基礎年金や寡婦年金、児童扶養手当等を受給している方は、預貯金等について一定の手続きにより非課税になります。	各金融機関窓口
JR通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当等を受けている世帯の方がJRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。	こども家庭センター (22-3628)
未婚のひとり親家庭への 寡婦・寡夫控除のみ適用 を実施	市営住宅の家賃算定に際し軽減を図ります。	建築住宅課 (22-3074)

「ひとり親家庭のてびき」
令和6年度

編集/発行 越前市こども未来課
〒915-8530 越前市府中一丁目13-7
TEL (0778) 22-3006
こども家庭センター
市民プラザたけふ 4F
TEL(0778) 22-3628
再生紙を使用しています